

田原会計 NEWS

2024 年 6 月 11 日 (火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

ダイレクト納付の新しい手続き 「自動ダイレクト」4月開始

ダイレクト納付、ご存じですか？

ダイレクト納付とは、e-Tax により申告書等を提出した後、預貯金口座から即時または指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続きです。

個人・法人ともに対象なのですが、利用開始に際して法人の場合は、ダイレクト納付届出書を書面で提出することになります。個人の場合は、オンラインで提出も可能です。納付方法は非常に簡単で、e-Tax のメッセージボックスから、申告のメール詳細（納付区分番号通知）にダイレクト納付のボタンがついており、「今すぐ納付」か「日付を指定して納付」かが選べます。

また、口座ごとに届け出が必要ですが、複数口座が登録可能となっています。

ネットバンキングの納付に比べて、入力の手間がないため、個人の申告に幅広く利用されている振替納税が選択肢にない法人の方にお勧めの納税方法です。

自動ダイレクトとは

令和 6 年 4 月 1 日以降に法定納期限が到来する申告手続きについては、法定納期限内であれば、新たに「自動ダイレクト」による納付が利用できるようになります。

申告等データを送信する段階で「自動ダイレクトを利用する」を選択することにより、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きを行える機能です。自動ダイレクトを選択した場合、法定納期限に口座から引き落とされますが、法定納期限の日に自動ダイレクトの手続きをした場合は、翌取引日に引落としされます。

自動ダイレクトを選択しない場合は、従来のダイレクト納付も利用可能です。口座引落日を法定納期限ではなく、前倒ししたい場合等は、従来のダイレクト納付の手続きをすることとなります。

口座残高に要注意

ダイレクト納付は、任意に引落日が設定できますが、自動ダイレクトは法定納期限（もしくは翌日）に引落としが行われます。登録している口座が普段使いのもので、残高不足で引落としができず、延滞税等余計な税金がかかってしまうということが起きないように、利用する場合は納税準備預金等の専用口座を用意しておいた方がいいかもしれませんね。



ダイレクト納付は納税額を積み立てておく予納もできます。